

《ユーザ対象》 トラブル事例に学ぶ実践ノウハウ

『ソフトウェア開発委託契約書』作成時の実務ポイント

～紛争の発生原因、契約書が存在しない場合の法的処理、紛争予防策、発生時の対応策～

●日時● 2014年 8月 19日(火) 13:00~17:00

●会場● 『企業研究会セミナールーム』(東京・麹町)

講師 潮見坂綜合法律事務所 弁護士 高橋 元弘 氏

【経歴】平成10年司法試験合格。平成11年慶応義塾大学法学部卒業。平成12年慶応義塾大学大学院法学研究科修士課程(民法法学専攻)修了。平成13年弁護士登録。森・濱田松本法律事務所を経て、平成19年から末吉綜合法律事務所(現潮見坂綜合法律事務所)に所属。プログラム著作権、ソフトウェア開発、職務発明など主に知的財産関連の法律相談、契約書作成、紛争対応を手がける。その他に教育活動として九州大学や日本弁理士会等での講師を歴任。現在は東京理科大学専門職大学院(MIP)講師。著書・論文多数。

◆ 開催にあたって

本セミナーは、ユーザを対象にした構成になっております。特に下記の3つの問題点をもとにトラブルを未然に防ぐ契約書の作成について検討いたします。

1. ソフトウェア開発の内容がわからずに契約してしまい、トラブル発生時に責任追及ができない。
2. 実際にトラブルが生じた時に責任の有無や所在がわからない。
3. ユーザの常識はソフトウェア業界の非常識である。
⇒なぜ認識の違いが生じるのか、紛争を生じさせないためにどうすればよいのか?

上記の3点をふまえながら本セミナーでは、ソフトウェア開発での紛争発生原因はどこにあるのかを明らかにし、契約書が存在しない場合の法的処理、紛争の未然防止・発生時の対応等を定めた契約書の作成方法についてわかりやすく解説いたします。

《詳細は裏面をご覧ください》

●受講料● 1名(税込、資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてにFAXいただくか、当会ホームページからお申し込みください。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承ください。

一般社団法人企業研究会

担当: 木村 E-mail kimura@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

TEL 03-5215-3513 FAX 03-5215-0951

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ(<http://www.bri.or.jp>)からもお申込みいただけます。

141420-0303(※)		2014.8.19	
申込書 ソフトウェア開発委託契約書 作成時の実務ポイント			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属	役職
E-mail			
ご氏名	フリガナ	所属	役職
E-mail			

*お客様の個人情報、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

『ソフトウェア開発委託契約書』作成時の実務ポイント

● プログラム ●

■ 講師： 潮見坂綜合法律事務所 弁護士 高橋 元弘氏

13:00

I. ソフトウェア開発の全体構造とトラブルの発生原因

1. 開発をめぐる構造上の問題点

- (1) 成果物が見えづらい
- (2) 誰が見てもわかる設計図がない
- (3) ユーザの協力の有無

2. なぜトラブルが発生しやすいのか

- (1) 発注側による要件の定義の曖昧さ
- (2) 受注側のヒアリング不足

II. ソフトウェア開発委託において実際に想定されるトラブル

～裁判例を踏まえたトラブル事例の検証～

1. ソフトウェア開発に関して

- (1) ベンダの債務内容 ～いつまでにどこまで開発すればよいのか（範囲と時期）
- (2) ベンダからの追加報酬請求
- (3) 不具合の発生と債務不履行・瑕疵担保責任
- (4) 対価の額・支払時期
- (5) ユーザとベンダ役割分担

休憩

2. ソフトウェアに関する知的財産について

- (1) 知的財産権の帰属
- (2) 営業秘密の保護

III. ソフトウェア開発委託契約書作成時における実務ポイント

～トラブルを未然に防ぐために必要な条項とは？～

1. ソフトウェア開発委託契約で規定すべき条項とは

2. 具体的にどのような条項を規定すべきか

- (1) ソフトウェアの開発について
 - ・ ユーザとベンダの役割分担
 - ・ 委任契約と請負契約
 - ・ 基本契約と個別契約（発注書と請書）
 - ・ 仕様書の確定方法
 - ・ 納期の管理、納品と検収
 - ・ 追加仕様と契約
 - ・ 責任制限条項（瑕疵担保責任、損害賠償の制限等）
 - ・ 不具合発生時の対応方法
- (2) ソフトウェアの知的財産権について
 - ・ 著作権により保護される範囲
 - ・ 所有権による保護
 - ・ 営業秘密による保護と秘密管理の重要性

IV. 利用する環境の変化への対応

17:00